

国土入企第 5 号
国土建労第 200 号
平成 27 年 9 月 1 日

各都道府県主管部局長 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各政令指定都市主管部局長 殿
（契約担当課扱い）

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長

建設市場整備課長

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）

技能労働者への適切な賃金水準の確保については、建設産業全体の持続的な発展のためには極めて重要な課題であり、国土交通省としても、平成 25 年 4 月以降これまで 3 度にわたり公共工事設計労務単価を引き上げ、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣又は副大臣が建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入の徹底等を要請してきたところです。

この間、要請を受けた建設業関係四団体等において決議等がなされるなど技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組が進展する一方、国土交通省としても、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や建設業フォローアップ相談ダイヤルの開設（平成 27 年 3 月 26 日に、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルを発展的に統合）、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

こうした経緯を踏まえ、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、現場における更なる周知徹底を図るため、新労務単価（平成 27 年 2 月より適用する公共工事設計労務単価）の対象となっている国土交通省直轄工事の現場において、発注者が元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けたポスターの掲示を要請する取組を引き続き行うこととしました。

つきましては、各地方公共団体においても同様に取り組んでいただきたく、本ポスターを別送いたしますので、技能労働者への適切な賃金水準の確保等の実現にご協力いただくようお願いいたします。なお、本ポスターは、以下URLより、ダウンロードして印刷することも可能であり、本ポスターを使用される際には、ポスター内に発注機関名を記載していただきますようお願いいたします。

(URL:http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000081.html)

各都道府県におかれては、貴都道府県内の各市区町村（政令指定都市を除く）に対しても、この旨通知をお願いいたします。

なお、別添のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

国土入企第5号
国土建労第200号
平成27年9月1日

建設業団体の長 殿

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長
建設市場整備課長

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）

技能労働者への適切な賃金水準の確保については、建設産業全体の持続的な発展のためには極めて重要な課題であり、国土交通省としても、平成25年4月以降これまで3度にわたり公共工事設計労務単価を引き上げ、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣又は副大臣が建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入の徹底等を要請してきたところです。

また、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や建設業フォローアップ相談ダイヤルの開設（平成27年3月26日に、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルを発展的に統合）、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

こうした経緯を踏まえ、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、現場における更なる周知徹底を図るため、新労務単価（平成27年2月より適用する公共工事設計労務単価）の対象となっている国土交通省直轄工事の現場において、発注者が元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けたポスターの掲示を要請する取組を引き続き行うとともに、地方公共団体に対しても同様の取組を要請したところです。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、本取組の趣旨を踏まえ、発注者の要請に対し適切に対応するよう周知徹底方お願いいたします。本ポスターについては別送いたしますが、次のURLより、ダウンロードして印刷することも可能です。

（URL:http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000081.html）